# 八幡平市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和８年 11 月４日策定

## １．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、日本百名山に選定されている岩手山・八幡平や、新日本百名山の一つである七時雨山などに代表される雄大な山々に抱かれ、十和田八幡平国立公園があり、清い水が豊富で、北上川や馬淵川の支流、米代川の源流を有する国内屈指の豊かな自然に恵まれたまちである。

総面積 86,230 haのうち 79%に当たる 68,345 haを山林が占め、国有林が 45,481 ha、民有林 22,864 haとなっている。民有林の立木地 21,597 haにおける人工林は 10,877haで、その大部分は戦後造林したもので 31 年生（７齢級）以上が 80%以上を占めることから、利用間伐等を中心とした森林施業を推進し、適正な森林管理を行う必要がある。

しかし、林業労働者の高齢化、地場産材需要の低迷、木材生産コストの増高等から林業経営意欲の減退が見られ、林業生産活動は停滞するなど、林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような中、令和９年 3 月に地域の山林未利用材を中心として利用する木質バイオマス発電所が稼働予定である。市内中山間部を中心に多く賦存している木質バイオマスを有効活用し、今後の木材需要に対応した木材生産の推進や木質バイオマス発電施設への燃料の供給体制を強化し、本市の森林資源の有効活用と農林業の活性化に努めることとする。

## ２．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在 | 地目 | 面積 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| A | 大更第２地割 141-1（一部）<br>大更第２地割 141-23<br>大更第２地割 141-25<br>大更第２地割 141-26（一部）<br>大更第２地割 141-27<br>大更第２地割 141-28（一部）<br>大更第２地割 141-29（一部）<br>大更第２地割 141-32（一部） | 雑種地<br>山林<br>山林<br>山林<br>山林<br>山林<br>山林<br>山林 | | 木質バイオマス発電施設の整備 |
| | 小計 | | 26,267 ㎡ | |

3．２の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備考 |
|---|---|---|---|
| A | 木質バイオマス発電 | 7,100 kW | 7,100 kW×1 基 |

4．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

| 地区 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項 |
|---|---|---|
| A | 該当なし | 該当なし |

5．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

| 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する<br>農林漁業の健全な発展に資する取り組みの内容 | 備考 |
|---|---|
| 1. 持続可能な森林経営サイクルへの支援<br>・地域資源を用いた発電所の運転により、地域における持続可能な林業経営の実現に寄与する。 | 具体的内容は事業者と協議する。 |
| 2. 低炭素型地域サプライチェーンの構築促進<br>・最小限の集荷範囲からの原料調達を図り、運搬コストとCO2 排出を抑えた地域サプライチェーンの確立を目指す。 | 具体的内容は事業者と協議する。 |
| 3. 未利用材の活用促進<br>・従来活用されてこなかった林地残材、バーク（木皮）、製材端材などの資源について積極的に活用を促す。 | 具体的内容は事業者と協議する。 |
| 4. 災害時の地域復旧および防災機能への波及効果<br>・被災木・支障木を可能な限り受け入れる体制を整え、迅速な復旧への貢献と資源の有効活用を図る。<br>・発電所に非常用電源供給体制を整え、災害時に必要に応じて供給できる体制を整える。 | 具体的内容は事業者と協議する。 |
| 5. 域内資源の循環と廃棄物低減への貢献<br>・剪定枝等の一般廃棄物由来の木材、持ち込み木材の受け入れ等、地域内でのエネルギー循環利用の促進に向けた取組み。 | 具体的内容は事業者と協議する。 |

6．自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

⑴　自然環境の保全との調和

| |
|---|
| 地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。 |

⑵　景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

⑴　目標

木質バイオマス発電において、年間約 5,900 万 kWh の発電及び約８.３万トン（うち間伐材等の未利用木材約６万トン）の木質バイオマス燃料の安定供給を図り、地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組みを行う。

⑵　目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の遵守状況等）を八幡平市に報告することとする。

目標が達成されない場合、必要に応じて、八幡平市農山漁村再生可能エネルギー協議会等において、認定設備整備計画の実施状況について協議し、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止または終了時には、再生可能エネルギー発電設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行うことを基本とする。ただし、原状回復が困難な場合は、地権者と発電事業者において協議を行い、合意の下でその処理を行うこととする。

設備整備計画の審査を行う際は、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償等について、地権者と発電事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

9．農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10．その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

⑴　ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

⑵　設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

⑶　区域外の関係者との連携

八幡平市、再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。